

駿東田方圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議（駿東地域）設置要綱

（目 的）

第1条 県民が重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護を始めとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制の整備につなげるため、駿東田方圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議(以下「圏域会議という。」を設置する。

（所掌事務）

第2条 圏域会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療、介護を始めとする専門職種間の連携強化に関すること
- (2) 市町における地域包括ケア推進のための支援に関すること
- (3) 保健福祉計画の策定に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委 員）

第3条 圏域会議は、別表に掲げる団体から東部健康福祉センター所長が委嘱する委員をもって構成する。

（議 長）

第4条 圏域会議に議長を置き、議長には東部健康福祉センター所長を充てる。
2 議長は、圏域会議の会務を総理する。

（任 期）

第5条 圏域会議の委員の任期は1年以内とし、当該年度末までとする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（代理出席）

第6条 委員は、やむを得ない事情により圏域会議に出席できないときは、その者を代理人とする委任状を議長に提出し認められた場合に限り、代理者を出席させることができる。

（招 集）

第7条 圏域会議は議長が招集する。

（議 事）

第8条 議長は、圏域会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他相当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

（庶 務）

第9条 圏域会議の庶務は、静岡県東部健康福祉センターにおいて処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

(地域包括ケア推進ネットワーク会議 圏域会議 設置要綱の廃止)

2 地域包括ケア推進ネットワーク会議圏域会議設置要綱(平成29年7月3日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

地域包括ケア推進ネットワーク会議 圏域会議 構成団体
次の団体から推薦のあったものを構成員とする。

<駿東地域>

団 体 名
沼津医師会
御殿場市医師会
沼津市歯科医師会
沼津薬剤師会
静岡県訪問看護ステーション協議会
静岡県リハビリテーション専門職団体協議会
東名裾野病院
富士病院
静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会
静岡県介護支援専門員協会
沼津市社会福祉協議会
静岡県老人福祉施設協議会
静岡県小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
静岡県ホームヘルパー連絡協議会
沼津市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町